

石川県自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム

- I キャリア形成プログラム策定の目的
- II 対象医師の同意
- III 対象期間
- IV キャリア形成プログラム
- V キャリア形成プログラム遂行予定表
- VI 対象医師に対するキャリア形成支援
- VII 対象期間の一時中断等

令和4年11月
石川県健康福祉部

キャリア形成プログラム策定の目的

キャリア形成プログラムとは、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号。以下「改正法」という。）により、医療法（昭和23年法律205号）第30条の23第2項第1号に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、石川県が策定する計画をいう。

県は、大学や臨床研修・専門研修責任者等とともに、対象医師*の地域医療に従事する意識を涵養し、対象医師の意見を聴取した上で、養成課程や研修課程等を支援する計画を検討することとし、地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき、キャリア形成プログラムを策定するものとする。

*対象医師　：　キャリア形成プログラムの適用を受ける医師

キャリア形成プログラムの対象医師同意と対象期間

対象医師の同意

- ・ 県は、対象医師の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用する。
- ・ 対象医師は、義務を満了するよう真摯に努力する。

対象期間

キャリア形成プログラムにおけるコース*の対象期間は、原則として、9年間以上（臨床研修期間2年、専門研修期間2年を含む）とする。

*コース： 臨床研修を受けている期間を含む一定の期間にわたり、診療領域その他の事項に関しあらかじめ定められた条件。

キャリア形成プログラム

- 石川県は下記2コースを設定している。
- コースは臨床研修2年目の面談（10月）までに選択し、県に伝える。
- 知事が認める場合は、コース変更が可能である。
- 特定コースに偏りがある場合は、調整を行うことがある。

<基本派遣コース>

- 全科に対応した基本コースである。
- 専門医取得に要する専門研修期間は診療科により異なる（注）。
- 後期研修のへき地派遣年度等は、派遣先病院や他派遣医師の状況（出産・育児・介護・病気等）により変更することもある。

卒後1・2年目		卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目	卒後8年目	卒後9年目
臨床研修		へき地拠点病院・診療所等			専門研修		へき地拠点病院・診療所等	
中央病院	中央病院	輪島/舂倉	能登等	能登等	中央病院	中央病院	能登等	能登等

（注）後期研修2年+派遣1年で取得可能な専門医は内科、総合診療科であり、他の診療科は義務年限終了後1～2年の専門研修を要する。

<内科・総合診療科コース（新）>

- 卒後早期（卒後5年目）に専門医（内科、総合診療科）を取得して、その専門性を生かし、へき地医療を行うコースである。
- 卒後6～9年目は、原則内科・総合診療科として派遣される。

卒後1・2年目		卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目	卒後8年目	卒後9年目
臨床研修		へき地	専門研修		へき地拠点病院・診療所			
中央病院	中央病院	輪島/舂倉	中央病院	中央病院	能登等	能登等	能登等	能登等

● 派遣先病院一覧

- へき地は、原則能登北部病院とするが、能登北部に準ずる医師不足地域等への派遣もある。

地域	病院名	
能登北部	市立輪島病院、珠洲市総合病院、公立宇出津総合病院、公立穴水総合病院	
能登北部以外	能登中部	公立能登総合病院、町立富来病院、羽咋病院、町立宝達志水病院
	石川中央	金沢市立病院、公立松任石川中央病院、公立つるぎ病院、河北中央病院
	南加賀	小松市民病院、加賀市医療センター、能美市立病院
専門研修病院	石川県立中央病院、石川県こころの病院	

キャリア形成プログラム遂行予定表

○ 学生

自治医科大学入学時

6年目



- キャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意

○ 卒業医師

キャリア形成プログラム適応期間（原則9年以上）

臨床研修（2年間）

卒後9年目



- 臨床研修2年目10月までにコース選択

○ 年間予定

10月

11月

個別面談*

- ・ 体調、生活環境、要望等の意見を聴取

派遣調整

コースの変更、新設等を検討

地域医療対策協議会

* 個別面談は必要時随時複数回行う。

対象医師に対するキャリア形成支援、対象期間の一時中断

対象医師に対するキャリア形成支援

- ・ 県は、対象医師と定期的に面談し、キャリア形成の方向性や勤務形態などの要望を十分確認し、対象医師ひとりひとりに合わせた支援を行う。

対象期間の一時中断

- ・ キャリア形成プログラムは、出産、育児等のライフイベントや、大学院進学、海外留学等のキャリア形成上の希望があれば、対象期間の一時中断が可能である。
- ・ キャリア形成プログラムの一時中断期間は、原則育児2年（ひとりにつき）、大学院進学4年、海外留学2年までとする。休業する場合は診療従事期間に算入されず、義務修了時期は延長する。
- ・ 対象期間の一時中断は、知事が対象医師の申出を受けた場合であって、例外的にこれに応じることが適当と認めるときその他必要と認めるときに認められ、中断事由が解消するまでの間、認められる。
- ・ 県は、対象期間の一時中断を希望する対象医師に理由書の提出を求め、一時中断中の者に対し、定期的な面談を実施する等の方法により、一時中断事由が継続しているか否かを確認する。
- ・ 県が例外的に適当と認められる場合は、キャリア形成プログラムの適用を途中で解除することが可能である。